# 令和5年度(2023年度)就学支援金のお知らせ

### □令和5年(2023年)4月~6月分の就学支援金の手続きについて

- オンライン申請により保護者の方のマイナンバー等の情報を登録してください。オンライン申請でマイナンバーを入力いただいた場合(システムで「個人番号を入力する」を選択した場合)、提出いただいたマイナンバーを使って課税標準額等を確認し、対象であるかを審査します。
- マイナンバーを提出した申請で認定された場合、次回の更新手続が他の提出方法による申請より簡便ですので、マイナンバーを提出する(システムで「個人番号を入力する」を選択して、マイナンバーを入力する)申請を推奨します。

区分	更新手続
マイナンバーで認定	継続して就学支援金を受給する意向
	等の確認のみ
その他の方法で認定	受給意向等の確認に併せて、
	①マイナンバーカードを使用して所
	得情報を提出
	または
	②市町村役場等で取得が必要な課税
	証明書を提出

## □申請手続および提出書類<期限:令和5年(2023年)4月13日(木)>

- <u>「オンライン申請手引き」を参照のうえ、オンライン申請(入学式の日に</u> 配付される I D・パスワードを利用)を行ってください。
  - ※ 入学式の日に配付する I D・パスワードが記載された 「ログイン I D通知書」は3年間利用しますので、大切に保管してください。

## □マイナンバーを利用せず申請する方

- 令和4年度の市町村民税・県民税課税証明書等で申請することもできます。 課税証明書の発行手続の際に必要な書類をお渡ししますので、事務室までご 連絡ください。なお、課税証明書で申請する場合、ご家庭の状況の変化の有 無に関わらず、毎年7月頃に新しい年度の課税証明書等を提出していただく 必要があります。
  - ※ 生活保護受給世帯の方は、<u>生活保護受給証明書(親権者全員分)を提出</u> してください。

### □今後の手続き

- <就学支援金の対象となった方> 毎年6月頃に、ご家庭の状況に変更がないかなどを確認します。 マイナンバーを提出して認定された場合は、簡単な確認の手続のみですが、その他の方法で認定された場合は、①マイナンバーカードを使用した所 得情報の提出、または②市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が 必要です。
- <就学支援金の対象とならなかった方> 今後、課税状況等の変化により支援金の受給を希望する方は、6月頃に申 請手続が必要です。
  - ※ 過去に申請し、マイナンバーを提出した場合でも、対象とならなかった 方については再度手続が必要です!
  - ※ 対象となった方も、対象とならなかった方も、<u>ご家庭の状況の変化(離婚や国外への転居等)があった場合は、手続が必要となる可能性がありま</u>すので、通われる学校の事務室へ申し出るようにしてください。
  - ※ 収入の修正申告や税額の更正決定により、<u>市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内にその旨を申し出るようにしてください。</u>